

CFA 日本リジョンクラブ各位

2006年7月5日
前 CFA ジャパンリジョンディレクタ 小泉かよ子

ボードミーティング報告 2006年6月開催 (リノ)

お知らせ

長きにわたってCFA本部の事務局長を務められたトム・デント氏が退任されました。現在公募により後任を人選中。

役員選挙の結果、ジャパンリジョンディレクタには佐藤弥生さんが選ばれました。

選挙による当選者は以下の通り。

★4役

President - Pam DelaBar

Vice President - Kitty Angell

Secretary - Rachel Anger

Treasurer - Kathy Calhoun

★リジョナルディレクタ

Region 1 (North Atlantic) - Debbie Kusy

Region 2 (Northwest) - Dick Kallmeyer

Region 3 (Gulf Shore) - James Watson

Region 4 (Great Lakes) - Loretta Baugh

Region 5 (Southwest) - Regina Shaffer

Region 6 (Midwest) - Kay Janosik

Region 7 (Southern) - Peg Johnson

Region 8 (Japan) - Yayoi Satoh

ジャッジ昇格(日本分)

山下めぐみ LH APP

エドワード前田 LH AP AB APP

菰田尚子 AB AP

黒川和子 SH AP

上田阿由美 AB AP

日本リジョンからのレポート

日本からのジャッジ昇格が認められ嬉しく思う

ジャパンリジョナルアワードバンケットは7月8日に京都で開催予定。アワードバンケットで手渡される予定であったCCC楯が、CCC事務局の手違いによってキャットショー会場で受賞者に渡ってしまったことは残念である。バンケットではリジョンの用意したものを渡す予定。

ペットとしてCFAへの登録なしでショップに出した猫が、CFAに血統書による単独登録されてしまった例がある。CFAのレジストレーションルールの3-2には、登録しようとする猫の両親猫がCFAに登録されていてブリーダーがCFAのブリーダーの場合には血統書による登録はできない、とある。しかしながら

CFA本部は公表していない例外として、両親猫がCFAに登録されていても、またたとえ母猫のオーナー(=ブリーダー)がCFAのブリーダーであっても”提出された血統書記載のブリーダー名がCFAのブリーダーでなければ”血統書による個体登録を受け付けている(次ページ参照)。この例外は米国本土外に適用される。日本のほとんどのブリーダーがこの例外規定を知らないことはアンフェアである。特定の血統書発行団体がこの例外を利用してCFAへの登録サービスを行っている。日本リジョンは「米国外」ではなく、米国内と同等の第8リジョンであり、このような例外規定の適用は必要ない。

このようなブリーダーがCFAへの登録を望まない(ショーに出して欲しくない)子猫の血統書による登録を防ぐには、前もってCFAにリター登録しておく必要がある。

(CFA本部では現在ペットクオリティーの子猫のための登録ステータスを検討している。)

会計報告(前年度)

リター登録、個体登録ともに前年度に比較し6%の減益。キャットリーインスペクション、トランスファー、リース、サーティフィケートのフレーミング、雑誌販売、Webサイトのスポンサー等の合計で8%の減益。オンラインアルマナックは8千ドルの収益増。ニューヨークのキャットショーは6万ドルのマイナス。インターナショナルキャットショーは1万5千ドルのマイナスであった。マーケティングに関しては予算の34,390ドルに対して実際のスポンサー代金は88,570ドルと大幅増額。全体で18万ドルの損益。流動資産が減ってしまった。前年度のような支出は今年度は許されない。

出版物

2008年分からのイヤーズブックの広告の見直し(2005年と比較して2006年版は広告が減少)。広告を出しやすくするひな形をつくる。Webサイトからの受付も検討。写真を掲載するための基準を設定する。オンラインアルマナックと印刷版を連結させ、料金を改定。内容も見直す。

Winn Feline Foudation

11人の研究者に研究奨励金を支出することにした。

遺伝子研究、心臓肥大、ヘルペスなどの研究に対して支出。フランス、スペイン、カナダでのセミナー（ロイヤルカナンがスポンサー）に招かれている。8月2-3日には遺伝についての第3回国際会議を開催予定。トムに代わってBetsy Gaitherが経理担当に就任。Webサイトに獣医欄を設け、財団の研究発表をしていく。

クラーキングプログラム

現在プログラム参加者は349人。インターナショナルディビジョンのクラーキはまだ少ない。クラーキングスクール22回のうちインターナショナルディビジョンで7回開催されている。サンマテオで開催されるインターナショナルキャットショーの際に、リングクラーキングスクールとエントリークラーキングスクールを計画している。

Legislative コミッティー

ペット動物福祉法令(PAWS) 米国において猫売買の規制をしようという動きがある。犬の輸入規制に加えて猫も規制しようとしている。米国農務省の許可のあるどの動物のブリーダーにとっても影響のある条例が検討されている。米国獣医師会等はこの条例に賛成している。本年のニューヨークでのCFA-IAMSショーのショーマネージャーを務めるドーン・シャーリー・ダンジーゼンがPAWSのロビイストとして新たに参加。1990年から草の根的に運動を支えてきたトム・デントがはずれてたいへん残念である。今後、シェルターコミュニティ、獣医師協会、法令関係者とのネットワーク作りを続ける。

プロテストコミッティー

提訴分

猫の飼育状態の悪い例が2件。CFAが査察を行い、改善が見られれば取り下げを検討。獣医も目を覆いたくなる状態と報告されている。

個人的な売買トラブルに関する提訴が多数。子猫の死亡、病気等。個人的な売買トラブルに関しては取り上げない。

ボードで検討分

不潔な状態で飼育を続けた例。餌も水もろくに与えられず、汚物処理もされず汚物の上に猫が座っている状態。猫への虐待もみられる。コミッティーの判断は有罪、永久追放。その他数件の有罪事例あり。

アルマナックにはサスペンションが永久あるいは短期でも載っているが、オンラインには掲載されていない。オンラインにも掲載予定。

動物福祉コミッティー

裁判所の報告を入手するのに困っている。サスペンションされている人から裁判所の方向を提出して

もらうのはどうか。現在ACと共同でインスペクション（査察）をしたキャットリーがある。2004年には80頭飼っていたが、現在では323頭をひどい状態で飼っている。もうひとつは昨年インスペクションの際には62頭であったものが、農務省が見に行ったら200頭近くになっており、いずれの問題も頭数が多すぎることである。3ヶ月あるいは6ヶ月ごとのインスペクションができないだろうか。子猫を75頭以上繁殖しているブリーダーは年1回以上査察が必用。

猫登録に関するメモ(アイリーン)

Not for Breedingの際にはPIN#を入れないことになっているが、登録ミスが発生している。Not for Breeding登録が増加しているのはブリーダーがPIN#を書き忘れる事が原因している可能性がある。Not for Breedingのチェックボックスにチェックするシステムに戻すことを検討中。

オーナー名の字数制限のため、姓と名が繋がった登録もある。オーナー名を最大3人まで登録できるように検討している。複数のオーナーがいる場合に、最近では名字だけで登録する人がいる。ひどい例では頭文字だけで多数のコオーナーを記入する例がある。正確な登録をするためにも、3人までのオーナー名登録システムが必用。10月に議論して議決をお願いしたい。

(翻訳、編集:S.Solenberger, 新本洋士)

ミーティングの詳細は数ヶ月内にCFA本部サイトに掲載されます。

<http://www.cfainc.org/exhibitors/index.html>

の BOARD MEETING をご覧下さい。

<<参考>>

猫を血統書をもとにCFAに個体登録する際の米国外での例外についてのCFA本部の説明

XXXX(猫名)はCFAにXXXX(血統書発行団体名)の血統書をもとに登録されました。米国外に住んでいるブリーダーの多くがすべての繁殖猫のリター登録の費用を払うことは望まないことから、私たちは私たちのルールに例外を設けて、両親猫がたとえCFAに登録されていたとしても、米国外で繁殖された、あるいは居住する猫については、血統書からの登録を許していません。リター登録は必要ありません。ブリーダーの許可も必要ありません。血統書に書かれた母猫のオーナーはCFAの記録と異なることがあります。米国外のオーナーの一部はCFAに対してオーナー変更をしようとしません。外国の猫登録団体においては、しばしばCFAの登録証が、居住する新しい国での登録を受理された場合には、放棄されてしまうからです。また、オーナーはその猫が現地で登録されてしまえば、CFAの記録を保管することを望まないからです。いくつかの国において、猫がCFAに登録されつづけていると、オーナーはオーナー自身の国の登録サービスの道を閉ざされることもあります。米国外に居住し、CFAに猫を登録したい人に便宜を図るため、CFAの登録ルールにあるような猫の通常の登録に加えて、例外を設けることが必要でした。しかしながら、CFAに登録してある両親からのリター登録が事前にブリーダーによって行われていれば、血統書をもっての登録は受け付けませんし、申請者はリターレジストレーションの時に発行されたブルースリップをブリーダーに請求するように要請します。

(問い合わせ者の許可を得て転載、文責:新本洋士)